

◎ パブリックコメント意見・本市の考え方一覧

・意見の提出者数 13名

・意見の件数 59件

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
1		計画中、特に中学生以降の支援について記載していただいたことは大変良かった。中学卒業前、高校入学以降は、学校生活、家族問題、犯罪被害の危険、成長と発達の課題など悩みのつきない時期にも関わらず公的機関のサポートがどんどん減少していくものの民間サポートでは対応できないことも多い。この時期の支援の拡充をお願いしたい。	中学生以降～若者期の子どもの支援、子育て世帯への支援を含めた子どもの成長時期全体を通じた連続した支援について、今後、様々な関係者の意見も聞きながら庁内関係所属で連携し、検討を行ってまいります。
2		学習を続けることに関する費用の問題について。 私たちが関わる障害のある養育者、ひとり親家庭の子どもが通信制高校に進学した場合、就学援助のおかげで学費は工面できるもの他に多額の費用がかかることがある。その費用について、例えば生活保護受給者には援助がないために生活費を相当切り詰めなければならない、育ち盛りの高校生が食事をできるだけ取らないで暮らしていた事例があった。 また市内の生活保護世帯の高校生が、家庭事情を把握されず学校教員から大学進学を進められ、親が困る事態が生じており、心が痛む。大学進学が当たり前のようになっている昨今、過日の厚労省の審議会でも世帯分離が必要とされたことで解決しないのだと絶望した。	経済的困難によって教育機会が制約されることは、ご意見を踏まえ、子どもにとって重大な問題であることを改めて認識しました。また、そのことに対する子どもに関わる者の無理解により子どもやその保護者の傷つきについては、あってはならないことと考えます。以上の考えに基づき、「5 今後の取り組みの方向性（4）重点課題と今後の取り組みの方向性⑧家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携」の記載を一部修正しました。
3		私たちが支援している「養育者に精神疾患や障害のある世帯」の支援の必要性が調査データからも示されていた。障害福祉や精神保健福祉との連携の重要性もぜひ記載していただきたい。	ご意見のとおり、障害福祉や精神保健福祉分野の関係機関等との連携は重要な課題であると考えます。「第II章 3 基本法支援策定にあたっての視点（アプローチ）（1）本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性」の表中の記載、「5 今後の取り組みの方向性（4）重点課題と今後の取り組みの方向性⑧家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携」の記載を一部修正しました。
4		児童福祉に関わる人の多忙や疲労を見聞きしている。児童相談所の人材確保・育成についても63ページ以降の記載を期待している。	児童相談所の職員確保、育成については大きな課題の一つと認識しています。子どもや子育て世帯等に適切な支援が行えるように体制を整えていくことについて、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
5	P11	「児童虐待ケースに見られる傾向、課題」（表1）の課題に対する対応が十分だとは思えない。一人の妊婦に対し最低5人の地域のひとでサポートする体制を作れば対応していけると考える。児童相談所が子どもの保護を目的とする限り母親の警戒心を解くことは至難の技であることから、母親のサポートグループを別につくり万が一子どもを保護したあと、もしくは再統合したあと見相と連絡を取り合いながら母親に寄り添う機関が必要だと考える。 また、母子手帳を交付時に妊婦さんと生まれてくる赤ちゃんをサポートできる5人を確認し、足りない場合はボランティア団体に連絡する。東大阪市にはたくさんのおせっかいな地の人々が住んでいる。新しい住人（赤ちゃん）を受け入れてくてもプライバシーの問題や、安全面の不安から声をかけにくいご時世になっているので役所のお墨付きがあるとサポートしやすい。	児童虐待の予防を含め、安心して子育てができるようにするために妊娠期からのサポートは非常に重要と考えています。ご意見にあるような地域でのサポートについては、今後具体的な支援体制を検討していく中でその方法などを検討してまいります。
6	P60	③児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能 ↓ ③こども基本法・児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能 2022年6月15日に日本で「こども基本法」が成立したのだから追記が必要である。	こども基本法が成立したことはご指摘のとおりで、本項目においてめざすものは同法の趣旨とするところと共通していますが、なかでも特に児童虐待防止と子どもの権利尊重・実現のためのしくみを作っていくことをここではテーマとしています。こども基本法については、今後の諸課題への取り組みがその内容を踏まえたものとなるよう検討を進めていきます。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
7		私は一里親として児童福祉に関わっており、行政には、親支援、子どもアドボカシーを充実させて頂きたい。更に里親の質の向上、自立後の子どもの支援など課題は山積している。特に親支援だが、親自身も虐待を生き抜いてきたり、施設出身、親自身の発達障害、精神疾患、知的にボーダーであったり、子どもを保護するだけでは根本的に解決しない問題がある。自身の問題を抱えたまま親になり、虐待して苦しむ親への継続的な心理カウンセリングなど、人生に寄り添った支援が必要である。	児童虐待にかかわる支援を行うときに、親の抱える問題への理解とその人生に寄り添った支援が必要であることは、改めてご意見のとおりと考えています。親自身が虐待を受けてきた経験を持つこと、発達障害、精神疾患等様々な理由で子への虐待に苦しんでいる時には、障害や疾病を理解した上で関係機関とともに連携して支援することが必要であることについて、「第Ⅱ章 3 基本方針策定にあたっての視点（アプローチ）（1）本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性」の表中の記載、「5 今後の取り組みの方向性（4）重点課題と今後の取り組みの方向性⑧家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携」の記載を一部修正しました。
8		里親に委託後、里親のスキル不足のためにつらい思いをする子どもがいる。里親は私的な空間で公的な子育てをすることの意味を十分理解していないと、委託された子ども、里親さらには実子も大変つらい日常を生きることになる。子どもアドボカシーは実子も含めて必須である。施設では他の職員の存在がありますが、里親家庭はある意味密室である。外からの介入がしやすい状況をはじめから条件としておく必要がある。養子縁組里親、養子への支援も同じように重要になる。里親会でも養子里親子が増えており、抱える悩みは養育里親と共通している。どんな環境であったとしても、子どもが自身の育ちを理解し納得して前向きに生きていけるよう、社会全体で取り組んでいけるような制度にしていきたい。	里親制度に関しては、ご意見から里親の直面する課題、里親に対してだけではなくその家庭全体の状況を見て支援を行う必要があることなどの課題がよくわかりました。里親支援のあり方については、今後具体的な検討を進めていきますので、その中で、ご意見にあるような里親の悩み、里親家庭において起こりうる課題に沿った支援が実現できるよう留意してまいります。また里親委託中に委託した子どもだけでなく実子からの意見を聴取することの必要性についても念頭に置いて制度設計等に取り組んでまいります。子どもアドボカシーについては、本基本方針において大事にしている子どもの権利の尊重と実現の観点から、積極的に取り組んでいくべきと考えておりますので、ご意見を参考に今後具体的な検討を進めてまいります。一時保護施設への入所時など社会的養護による支援を必要とする子どもたちを支援する際に入所に至った経緯等子ども自身にとって大事な情報をいかに説明するとともに、適時子どもの意見を聴くことができる機会も設けていくことを検討します。また、子どもの権利を保障するために、広く子どもの意見を聴く制度設計等を行うことも併せて検討していきます。ご意見の趣旨を踏まえ、「第Ⅱ章 5 今後の取り組みの方向性（4）重点課題と今後の取り組みの方向性⑩社会的養護への取り組みのあり方」の記載を一部修正しました。
9		現在、施設では大阪府と共同し東大阪市、八尾市、柏原市と3市の里親支援を行っています。今後、東大阪市のみの支援となる場合、施設に配置されている里親支援専門相談員の役割はどうなるのか	里親支援のあり方については、今後具体的な検討を進めていく予定です。ご意見に挙げていただいた事項は、大事な検討課題として対応してまいります。本基本方針の「第Ⅱ章 5 今後の取り組みの方向性（4）重点課題と今後の取り組みの方向性⑩社会的養護への取り組みのあり方」に記載しているとおり、里親支援のあり方等については、里親会や里親支援専門員からの課題ヒアリングを踏まえて検討することとしておりますので、そうした機会を通じてひとつひとつ現状の把握、課題の整理を行うとともに大阪府や関係機関と協議し、取り組み方法を検討、決定してまいります。
10		東大阪市以外の施設所属の里親家庭は今後継続して支援を行えるのか	NO9と同じです。
11		里親支援機関の外部委託を考えているのか	NO9と同じです。
12		里親認定前登録、更新研修はどのようにしていくのか、月にどの程度審査部会を開き里親登録を目指していくのか	NO9と同じです。
13		養子縁組里親など実母と同じ市の里親さんに紹介していくのか（今までもそういったケースは有）家庭養護促進協会が行っている「愛の手」に掲載していくのか	NO9と同じです。
14		未委託里親への支援はどのようにしていくのか	NO9と同じです。
15		里親の支援について、登録後の研修についてどのようにしていくのか	NO9と同じです。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
16		週末里親は現在、家庭養護促進協会が行っているが、今後東大阪で担っていく場合、現在活動している里親、子どもとの関係を切ることなく繋いでいけるように配慮をお願いしたい。	NO9と同じです。
17		施設の里親支援専門相談員と児童相談所の里親担当の役割の違いを明確にして頂きたい。	NO9と同じです。
18		里親のレスパイトケア利用についてどのように考えているのか	児童虐待の未然防止、またなるべく在宅の環境での子どもの養育という観点から、里親のレスパイトケアは有効な養育方法と考えています。他のレスパイトケアの方法とも検討し、実施方法を検討してまいります。
19		里親会の運営についてはどのように行っていくのか	NO9と同じです。
20		里親宅から保育園や小学校など通う場合の支援の在り方、保育園、幼稚園、学校などの理解、周知についてどのようにおこなっていくのか	NO9と同じです。
21		里親宅で生活している子どもの実親交流、兄弟交流はどのような形で実施していくのか	NO9と同じです。
22		養子縁組里親の新生児委託は考えているのか	NO9と同じです。
23		里親支援専門相談員のスキルアップについての研修、事例検討などどのように考えているのか	NO9と同じです。
24		ファミリーホーム、親族里親の支援はどのように考えているのか	NO9と同じです。
25		養子縁組、養育里親さんのアフターフォローの実施についてどのように考えているのか。	NO9と同じです。
26		大阪府、大阪市、堺市との連携はどのように行っていくのか	社会的養護への取り組みのあり方については、今後具体的な検討を進めていく予定です。大阪府等との相互協力などのあり方については、今後協議をすすめ、決定していく見込みです。
27		乳児の場合、乳児院が1カ所となるが、施設非開示など施設では対応困難なケースの場合すぐに居場所が分かってしまうが、その点についてどのように対応していくのか	社会的養護への取り組みのあり方、児童養護施設や乳児院等の施設に関する課題への取り組みのあり方については、今後具体的な検討を進めていく予定です。ご意見に挙げていただいた事項は、大事な検討課題として対応してまいります。必要に応じ大阪府等の関係機関と協議を行うとともに施設等とのコミュニケーションを図りながらひとつひとつ現状の把握や課題の整理を進め、取り組み方法を検討、決定してまいります。
28		乳幼児の健康管理、疾病への対応で、施設の嘱託医と東大阪医療センターが連携できて、早期の対応ができる体制を作っていただきたい。	NO27と同じです。
29		東大阪は、施設の小規模グループケア化を目指していくのか。	NO27と同じです。
30		乳幼児の一時保護を乳児院への委託とするのであれば、一時保護でも小規模グループケアを実施できるだけの人員配置ができるように考えているのか。	一時保護所では小規模グループケアが可能な配置を考えておりますが、一時保護については今後国が運営基準等を定める予定になっておりますので、国の基準をふまえて検討してまいります。
31		新型コロナウイルス等の感染症を施設に持ち込まないためにも、入所前に受診をして、健康状態が確認できるようにしてから、入所していただきたい。	NO27と同じです。
32		子どもたちの養育のパーマネンシーをどう保証するのか。乳児院から児童養護施設、乳児院から里親、児童養護施設から里親の社会的養護の中で、措置変更していく場合、アタッチメント関係を保証しながら、次の養育者へつないで子どもの負担を軽減できるように考えていただきたい。	NO27と同じです。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
33		発達に課題のある子どもへの支援について、施設、保健センター、障がい児者支援センターと連携できる体制を考えていただきたい。	NO27と同じです。
34		発達に課題のある子どもについては、発達検査の実施だけでなく、その後の定期的なフォローや情報共有など、児童相談所の心理士にも定期的に関わっていただきたい。措置変更後も子どもの特性に応じた支援の継続が可能になるよう考えていただきたい。	NO27と同じです。
35		東大阪市内の子どもに関する行政、社会的養護施設、保育施設、障害関係などの繋がり、顔が見える関係を築く場を設けていただきたい。	児童相談所が核となり、行政や施設、民間事業者など子どもに関わる関係者のネットワークづくりを進めたいと考えており、ご意見のような場を持つことについても今後検討してまいります。
36		ショートステイを広く受け入れられる体制強化のための策を講じてほしい。	ショートステイにつきましては、虐待の未然防止を含め、子育て支援策として重要なものと考えており、本基本方針においてもその実施施設の確保を課題として挙げているところです。今後その確保の方法等について具体的に検討してまいります。
37		緊急入所や一時保護入所の際、児の情報が少ないことがあり、特に食事場面で困ることがある(アレルギーの有無、好き嫌い、離乳食の段階や食べているものなど)。緊急の場合は難しいかもしれないが、できるだけ児の情報を集めたくうえで入所していただきたい。	児童相談所の運営のあり方や業務の実施方法については、今後具体的な検討を進めていく予定ですので、ご意見についてはその中で検討してまいります。
38		児童相談所の雰囲気が、固いお役所のイメージの所が多い。面会等で子どもが行く機会があるが、無機質な雰囲気だと子どもが緊張して委縮してしまうことがあるので、暖かい柔らかい雰囲気の施設であってほしい。	今後、児童相談所の建物の整備、運営方法を検討していく際の参考とさせていただきます。
39		施設入所時に情報が少なく、子どもも不安が高い。家から普段使い慣れた安心できるものを持ってくると、ご配慮いただきたい。職員から子どもに安心できるような声掛けをするために、子どもに伝えられる情報を児童相談所と早々に共有できる協力体制をとりたい。	NO38と同じです。
40		子ども家庭センターへの相談は電話やメールだけでは連絡するのにハードルが高く感じるので、ラインなど柔軟な対応をお願いしたい。	NO38と同じです。
41		サービスの申し込み書類はホームページから印刷できるようにしてほしい。	本市においては、行政手続きにおける市民等の利便性の向上のため、電子申請の導入やサービス利用申請書類等の入手方法の簡便化を進めており、可能な限りウェブサイトからのダウンロードによって必要書類が入手できるように努めております。今後もダウンロードにより入手できる書類を増やせるよう図ってまいります。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
42		<p>現在の児童相談所付設一時保護所では、人権上の問題があるため、児童相談所の設置に反対いたします。</p> <p>例えばグーグルマップにある「大阪府東大阪子ども家庭センター」には最低評価が多く、コメントを見ればわかるように、親子に沿った支援が全くなされていない。</p> <p>そもそも児童相談所の職員は福祉の専門家ではなく、特別な資格も持っておらず未熟なものが多いのが現状である。</p> <p>その専門家でない児相所長の職権(児童福祉法 3 3 条)で、親や子の意見が十分聴取されず子どもたちが連れてこられ、職員の都合によってルールが決められ、学校にも通えず、親にも会えない状態に拘束されるのが大体の児相の有様である。</p> <p>また一時保護された子供の数で次年度の予算が見積もられるという経済的インセンティブが働くゆえに、児童相談所付設一時保護所施設を作ることは不幸な子供が増えるだけで決して減ることはないだろう。</p> <p>国連・子どもの権利委員会では 2 0 1 9 年に児童相談所付設一時保護所施設を廃止するよう勧告している[日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見29(a)29(c)]。</p> <p>そして児相所長の職権による児童相談所付設一時保護所施設は憲法 1 3 条、2 6 条に抵触し、国際的には自由権規約 9 条 1 項、子どもの権利規約 9 条 1 項に違反する。</p> <p>このような真の子どもの福祉と幸せにつながらない児童相談所付設一時保護所施設の開設に市税を使うより、望まぬ妊娠をした女性への相談・支援施設、母子支援施設、支援相談付き 2 4 時間保育所などを増やしたほうがためになるであろう。</p> <p>また小学生以上であれば、学校での地域の人や主任児童委員など、人とのつながりが大切になってくる。</p> <p>そして各小学校区で里親を増やすべく、公的資金を投入し、里親費用もUPさせ、PR、養成講座（オンライン含める）を開設すべきである。</p> <p>まずは親子が正常に暮らせるよう支援し、それでもだめなら保育所や里親、最後に乳児院や養護施設というあり方を守るべきである。</p> <p>下の内容を児童相談所付設一時保護所施設を作る前にやるべきで、行ってからの施設開設でも遅くはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民生児童委員、特に主任児童委員50人は少ない。倍以上に増やすべき。任命権は厚労省にあるが、他の市長と連名で署名をして市町村単位で任命できるように国に働きかける。 ●母子・父子健康手帳配布時に「胎教絵本」や「子供の権利条約」解説本を無料配布する。 ●出産一時金を超過した場合にも無償にできるような市独自の補助金をつける。 ●「赤ちゃんに無料のおむつ配達制度」関係者：地域密接の配送業者「生活協同組合コープなど0歳児見守り訪問「おむつ定期便」に準じた制度を実施する。育児用品も注文できるとなるとよい。 <p>参照https://city-akashi-kosodate.jp/soshiki/shiengakari/3301.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「各小学校内に子ども食堂を設置」 <p>関係者：市の職員、PTA、自治会、有志、子ども食堂経営者、フードバンク経営店、民生委員、児童委員、主任児童委員)</p> <p>事例 1) 食事を提供 (参照 https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180425-00083289)</p> <p>事例 2) 地域交流会開催 (参照 https://www.yomiuri.co.jp/local/osaka/news/20211207-OYTNT50148/)</p>	<p>ご意見にある子どもの権利条約に基づく国連・子どもの権利委員会の総括的所見における勧告の趣旨等を踏まえ、令和4年に成立した改正児童福祉法においては、一時保護の実施に際して司法審査が導入されることとなりました（令和6年度施行）。本市におきましても一時保護の実施にあたっては、児童福祉法を踏まえ、家庭において安心して生活することが難しく保護を必要とする子どもの心身の安全を確保するため、厳正かつ適正にその趣旨を踏まえた運用を行ってまいりたいと考えております。同時に、一時保護が子どもの安全を確保する一方でその権利を制限するものであることも十分認識し、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を実現するための児童相談所及び一時保護所の運営のあり方を今後具体的に検討してまいります。</p> <p>なお、ご意見の一部には児童相談所に関する誤解があるかと思えます。とらえ方の相違かも知れませんが、児童相談所において相談支援を担う職員は専門的な資格等の要件を満たした者であり、専門家であると考えます。また、一時保護児童数で次年度の予算が見積もられるという指摘は事実ではないものと考えます。</p> <p>また、子どもの支援にあたっては、できる限りその家庭において安心して生活し、成長していけるように支援していくことが基本であると考えており、本基本方針においても、早期に子どもと家庭の困難に気づき、支援につながる、児童虐待等の深刻な状況に至る前に未然にサポートができるようにすることを目指しております。</p> <p>ご提案の様々な取り組みにつきましては、本基本方針に基づき、今後具体的な施策を検討していく際に参考にさせていただきます。</p>

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
		<p>●「各小学校区単位で子ども見守り制度を作る」 各小学校区に里親（通常4～8時間以内）の設置し、主任児童委員を一定数配置する。主任児童委員と協力して緊急時の際に子どもを預かり、主任児童委員と共に子どもの意見を聴取する体制を作る。</p> <p>●「行政監察課を置いていじめや虐待対応をする」 事例）寝屋川市危機管理部監察課（参照 https://www.city.neyagawa.osaka.jp/material/files/group/17/jjimechirashi2209.pdf）</p> <p>●小学生向けの「子供の権利条約」のパンフレットを各小学校で配布する。</p> <p>●保育費、給食費、医療費、放課後学童費を無料にする。</p> <p>●放課後学童の充実、夜間延長、お弁当が作れない場合は食事可能とし、宿題を見てあげ、悩み相談をできるようにする。</p> <p>●幼稚園、保育園、こども園、教育委員会など、子ども関連すべて権限を市に集中させ、待機児童をなくし、子どもの福祉のためになる政策を行なう。</p> <p>●実務者会議を3地域（東・中・西）単位ではなく、小学校区または中学校区単位の開催に変更させ、関係機関や市民団体、自治会、有志を増やすなどし、多くの市民が参画する開かれた会議を行い、十分意見を聴取し、市が公的援助をし、すべての関係者(未就学児施設、学校、教育委員会、警察など)、市の職員や児童委員、地域の人々で子供を連れていくという形にしていく。また必ず親子への人権、福祉、幸福に配慮した政策を最優先とする。</p>	
43		<p>児童相談所の設置を考えることに反対はしないが、先に設置して欲しいのは減ったままの病児病後児施設と閉めたまま何年も経つ東大阪市の病後児施設の再開です。</p> <p>共働きだが、数年前からのコロナ禍のため、子どもが少し発熱や、しんどそうというだけで、直ぐに保育園からお迎えの連絡が入る。体調が良くないと言われた子どもは、親戚にも預けにくい状況だが、仕事は慢性的な人手不足のため、休みにくく、気を遣って神経をすり減らしている。そんな中、子どもがイヤイヤ期だと、看病にも疲れイライラすることがある。</p> <p>子どもが急病になっても、つきはぎの見守りではなく、安心して病児保育室に預けて働ける市になってもらいたい。</p>	<p>病児病後児保育事業は、現在、西地域及び中地域それぞれ1か所で開催しておりますが、ご指摘のとおり東地域では実施できておりません。また、市が設置している病後児保育事業については休止している状態です。いずれにしましても新たな事業実施及び再開に向けて検討、調整中であり、早期にご利用いただけるよう取り組んでまいります。</p>
44	P17、P49	<p>●「障害児者の切れ目のない支援体制」の箇所について 「（レピラ）の障害児の相談支援体制における位置づけをより明確にすること」とはどういう意味か。読み方によれば、レピラの位置づけが明確でないから「非常にわかりにくくなっている」と受け止められると思われる。</p> <p>●「障害児に関する相談支援体制の整備」の箇所について 「市の相談窓口、障害児者支援の中核機関である（レピラ）の位置づけ、民間事業者による障害児相談支援事業所の役割などを整理し」とどのようにしようと考えておられるのか。</p> <p>●レピラについての記載に関して、他の機関の記載の表現とトーンが違うのはなぜか。特に「位置づけ」という表現が他の機関の記載ではなく、「役割」という表現でもよいのではないか。</p>	<p>障害のある子どもの相談支援を担っている機関等は、現在では市内に数多く存在していますが、本基本方針に記載のとおり、障害がある、もしくは障害があるのではないかと考えられる子どもの保護者等が、その子どもの障害や子育てについて心配ごとや悩みがある時に、現状では、どこに相談すればよいかわかりにくいのではないかとということが問題意識にあります。それを解消し、いつでも相談が必要な時は相談できるように、相談窓口を明確にし、障害のある子どもとその保護者が安心して必要なサポートを得られるようにすることを課題と考えています。そのためには、市を含めて障害のある子どもの相談支援にかかわる様々な機関がそれぞれの役割や業務の範囲を明確にし、相互に理解し連携しあう体制を市として整える必要があると考えており、中でも東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）は市の機関として障害者・児の支援の中核を担う機関ですので、その業務や市の相談窓口との役割分担と連携のあり方を確立し、今まで以上に市民にわかりやすく知らせていくため、今後具体的な検討・調整を行っていきたくと考えています。</p>
45		<p>児童相談所設置準備室が子どもすこやか部の所管であり、子ども見守り相談センターの実績をベースに記載されているのでやむを得ないと思うが、学齢期の児童に対する記載、教育委員会や教育センターなどの実績・経験などの記載が就学前の児童に対する記載に比べ薄いように感じた。おそらく実際は含まれているだろうから、記述の仕方などを工夫されてはどうか。</p>	<p>本基本方針は今後の児童福祉行政のあり方についてその主な点を取りまとめたものとなっております。もちろん児童福祉行政が対象としている子どもには学齢期の子どもが含まれており、第1章でふれたとおり、本基本方針で言う「子ども」は基本的には18歳未満の子どもを指しています。（その範囲を超えた時期にも共通することがらについては課題としてとらえていくこととしています。）</p> <p>現状では学齢期以降の子どもへの関わりにおいては学校等の教育の分野によるところが大きく、子どもに関するサポートを考えるとときに児童福祉分野を超え教育等の関連する分野を合わせて考えることは不可欠です。今回は、児童福祉行政から出発し検討を行ったものですので、教育等の分野については十分な記載になっておりませんが、今後、基本方針に記載した基本理念や取り組みの方向性に基づき、教育をはじめとした関連分野との検討・協議を深め、連携して取り組みを進めてまいります。</p>

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
46		虐待の傾向と課題が表記されているが、経済状況（貧困）やストレスなどが虐待の要因とすることと「力の支配」（男性が関わる場合が多いですが）による虐待とは並列的ではなく分けて整理されてはどうか。少し前の摂津市の事件をはじめ「より深刻、重症な虐待」の要因として「構造的支配」から探らないと予防の手がかりが見えてこないと思うがいかがか。家庭における「権力構造」を見る際に家族観、男性観、子ども観など育ってきた環境などが大きく影響していることに留意する視点が重要だと考える。	「第II章 3基本方針策定にあたっての視点～基本理念の実現のため、本市の児童虐待の現状と課題から出発する」の項に記載した「（1）本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性」でのまとめについては、「（3）さらなる検討課題」の項に記載したように、どのような支援が必要かを知るための最初の作業として取り組んだものになります。今後、さらに検討を進めていくことを課題としており、また相談支援を実施していく際に常にその検証を行いつつ取り組む必要があると考えておりますので、ご意見についてはその際の参考とさせていただきます。
47		ペアレントトレーニングについて 家族が力を付けることが要保護児童の虐待を防ぐ策だと思うが、ペアトレを受けられる機会が少ない。平日朝開催は就労中の場合は難しいし、大人数や新しい場所、出会ったことのない人が集うことにプレッシャーを感じる場合はペアトレを受けられる機会が減ってしまう。今後、それぞれの実態に応じてのトレーニングの機会が得られることを期待している。	ご意見を踏まえ、ペアレントトレーニングの今後の実施方法等あり方を検討してまいります。
48		実務について 地区担当職員と連絡を取りたい場合、現状は子ども見守り相談センターの固定電話でやりとりするしかなく、17時30分を越えると電話は通じない。また担当の職員が外出されていると報告相談に時間を要してしまう。各相談支援センターとの情報共有をリアルタイムにするためにも各職員ごとの携帯電話やメールアドレスの割り当ての導入を検討頂きたい。	児童相談所の運営のあり方や業務の実施方法については、今後具体的な検討を進めていく予定ですので、ご意見についてはその中で検討してまいります。現在の子ども見守り相談センターとの連絡については、その子どもと家庭にとってはできるだけ迅速適切に情報共有することが非常に重要であり、どうすれば課題解決につながるかを検討していきます。
49		不登校児童について 不登校児童についての対策が少ないように感じた。不登校児童を抱える家族へのメンタルフォローや父母就労中の不登校児の食事問題などもう少し踏み込んで考えていかないといけないのではないかと、思う。	不登校の子どもについては、子ども見守り相談センターにおいて支援に関わっている場合もありますが、子ども見守り相談センターだけで解決できない部分もあるのが現状です。不登校の子どもの支援は重要な課題と考えていますので、今後の支援のあり方については、教育委員会等の関係部局とともに必要な支援や児童相談が担う役割等について検討していきたいと考えます。ご意見につきましては、その際に参考とさせていただきます。
50		児童相談所設置計画にあたって、まず、素案が88ページもありわかりづらい。もっと市民にもわかりやすく提案してほしい。また、これだけ大きな事業を計画する上で、職員の確保と育成は、不可欠であり、近年の保育士不足も含め、専門職の待遇改善など人員確保に力を入れてほしい。人員が揃わなければ事業の運営が出来ない。	本基本方針（素案）が大部にわたり、簡単に内容がわかるものにできなかったことは申し訳ありません。方針として決定ののちは、概要版等を作成して内容をわかりやすく易くお伝えできるように工夫の上、広報に努めてまいります。また、職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
51		「児童相談所設置を通じて、本市の子どもに関わる行政の新たなあり方を構想し、市民のニーズや地域の課題に応じた施策の展開を実現していくことがその設置の意義と考えています。」とのことで、素案にも目を通しましたが、実際に開所されたら東大阪市の子どもたち、親子や住民にとってはプラスになると思う。 素案であり、計画に向けて練っていくと思うが、すごく壮大な計画だと感じた。実現すれば、素晴らしいものになると思う。実現に向けて尽力して頂きたい。	ご意見ありがとうございます。実現に向けて尽力していきます。
52		計画は大切だと思うが、働くのは現場の職員である。今後の運営に向けては、しっかり現場の声や市民の声を聞き、その都度反映して頂き、より良いものになるように柔軟に進めて欲しい。	児童相談所の運営については、実際に同種の業務に当たっている現場の声や近隣住民の方の意見をお聞きし、柔軟に進めてまいります。
53		開設するにあたって、絶対に体制を整えてからと約束して欲しい。私は公立保育施設で働いているが、保育士の体制不足な上、コロナ禍で職員が休むと、なんとか応援し合い、子どもの成長・発達よりも怪我のないように保育することで精一杯になり、本当に余裕なんてない。全て子どもたちへしわ寄せがいつてしまっている。見切り発車は絶対にやめて欲しい。	児童相談所を設置するにあたり、職員の確保、育成だけでなく、運営のあり方や労働環境についても個々の職員に過度なストレスや負担がかかることのないよう検討してまいります。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
54		素案にも、障がい児保育や医療的ケア児について記載があったので、公立保育施設で働く保育士としての意見を提出する。公立保育所(岩田・御厨・鳥居・友井保育所)が縮小されているが、障がい児や医療的ケア児、支援家庭の受け入れは減どころか増えている。民間園では受け入れを断られ、公立保育施設に入所する子どもも少なくない。もし、4園が廃園になった場合のその地域に住んでいる障がい児や医療的ケア児、支援家庭の受け皿はどうなるのか？民間保育施設では受け入れてもらえない親の行き場がなくなってしまうのではないか。民間保育施設でも受け入れられるよう、体制を整えられるような予算をつけたり、障がい児保育を学び合えるような研修などを行うなど、民間保育施設の要望や意見を聞くことも大切になってくると思う。	第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画においては、公立保育所4園が廃園となった場合でも、待機児童は発生しない見込みとなっています。ご指摘の障害児や医療的ケア児の受け入れについては、公民問わず可能になるような施策展開を図ってまいります。
55		児童相談所の体制が足りないからと言って、保育所現場から保育士を回すことには絶対にしないで欲しい。必ず体制を整えた上で、開所してもらいたい。	職員の確保等については計画的に準備してまいります。また、人材の育成および適正な配置については、市として最適な方法を検討し実施してまいります。
56		教育センター（相談支援）に1971年から36年勤めていた。この中に記述されている教育支援センター（適応指導教室）の適応指導という表現は、考え方として古すぎるだけでなく、支援する側の表現としてはやめて欲しい。再考を検討してもらいたい。正規職員がどんどん教育センターでは少なくなり、相談体制としては問題が出ている。教員の研修が主の機関になっている。不登校については、どんどん増えており、適応という概念では対応していけない。	貴重なご意見ありがとうございます。適応指導教室という表現につきましては、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方について検討してまいります。
57		助言者として、関西福祉大学 八木 修司 教授（研究活動（専門分野）：臨床心理学、児童福祉学）をぜひ児童相談所構想に加えていただきたい。	今後も専門家、有識者に意見を伺い、より良い施設の設置を目指していきます。頂いたご意見については、参考とさせていただきます。
58		放課後等デイサービスに来ている不登校・発達障害・情緒障害の実態を把握・調査し、どのような支援が出来るかを児童相談所として援助出来る部門を設置していただきたい。	放課後等デイサービスだけでなく、不登校、発達障害、情緒障害にかかるその他の問題も含め、課題の選択、把握・調査の方法、また支援の方法については、今後、様々な関係者の意見も聞きながら庁内関係所属で連携し、検討を行ってまいります。
59		児童相談所を設置する場所や人員確保、その後の計画は(具体的に)本当に現実的なものなのか？行き当たりばったりの計画では困る。公立園で数年、人員不足が続く保護者や子ども達、現場で働く職員全てにしわ寄せがきており、人員を募集しても毎回集まらず現場に負担が増える一方なのに本当に実現できるのか？理想と現実が違う。また人が集まらないからと言って保育所現場から人を回すという方法は絶対にしないでほしい。	児童相談所の設置場所については、施設に必要な機能をすべて配置できる広さの敷地であることと、利用者の利便性を考慮し、公共交通機関からのアクセスのよさを優先し決定いたしました。職員の確保、育成についても計画的に準備してまいります。また、保育所の人材確保につきまして、引き続き「NO.7 1」の回答にありますように人員確保策に努め、適正な人材の配置等を一定のルールの下で実施してまいります。

◆パブリックコメントの意見提出につきましては、意見提出者の住所や氏名、団体にあつては代表者氏名等の記載が必要などの手続要件があります。

今回、意見を提出いただきましたが一部要件を満たされていなかった意見につきましても、市の考え方を以下のとおりお示いたします。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
60		建物だけでなく、実際の人員の配置の仕方や専門職の確保、各機関との強い連携など、具体的な運営の仕方を決定してから始めてほしい。5年間の中で具体的な方針の説明ができるようにしてほしい。	児童相談所としての役割を適切に果たせるよう、開設するまでの概ね5年間で、建物の整備だけでなく、職員の確保、育成、また子どもにかかる関係所属との連携体制づくりなどを推進し、具体的な運営内容を決定してまいります。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ (2) スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
61		子どもを守るために大事な施設なので、専門家の意見や現場の意見を聞いてより良い施設にしてほしい。	本基本方針・設置計画（素案）については、東大阪市社会福祉審議会の児童福祉分科会に専門の部会を置き、専門家による審議をいただいて作成いたしました。また、庁内の関係所属からの意見も踏まえて策定いたしました。今後も引き続き、専門家や現場からの意見を聴取できる機会を設け、より良い施設となるよう準備に取り組んでまいります。

NO	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
62		開設するにあたっては、絶対に体制を整えてからと約束してほしい。人員不足のままスタートすることがないように。現場はもちろん子ども・市民が困ることになる。	必要な専門職等の職員体制を整えたうえで児童相談所を開設するため、計画的に職員の確保、育成を進めているところです。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
63		障がい児や医療的ケア児、支援家庭の受入れは減るところが増えている。もし4園が廃園になった場合の受け皿はどうか。具体的に示してほしい。	第2期東大阪子ども・子育て支援事業計画においては、公立保育所4園が廃園となった場合でも、待機児童は発生しない見込みとなっています。ご指摘の障害児や医療的ケア児の受け入れについては、公民問わず可能になるような施策展開を図ってまいります。
64		児童相談所を新設することは、東大阪で子どもや保護者を守っていくために良い取り組みだと思います。ただ、保育所だけでも人手不足で、施設ができてから人手不足などで市民を守れないケースや職員への負担でストレスや疲労のなか問題がでてくるケースなどがあれば元も子もなく、不信感につながると思います。施設を十分に活用して市民を守るだけの十分な人手の配置や労働環境なども必ず考えて作っていただきたいです。	児童相談所を設置するにあたり、職員の確保、育成だけでなく、運営のあり方や労働環境についても個々の職員に過度なストレスや負担がかかることのないよう検討してまいります。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
65		せっかく大きな施設を作るのであれば、市の中でも虐待件数が多いところ、市民が足を運びやすい場所にしたい方いいのではないか。	児童相談所の設置場所については、施設に必要な機能をすべて配置できる広さの敷地であることと、利用者の利便性を考慮し、公共交通機関からのアクセスのよさを優先し決定いたしました。
66		現在も大幅な人員不足で苦しい現状。開設にあたって多くの職員数が必要なのであれば、先を見越した十分な体制を整えてほしい。	職員の確保、育成については計画的に準備してまいります。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
67		1か所だけでなく、虐待件数が多いエリアにも作るなど2か所くらい作ってほしい。	児童相談所の管轄区域の考え方については、法令によりおおむね人口50万人に1か所とすることを目安に交通事情等を考慮して決めることと定められています。これを踏まえ、本市においては1か所の設置が適切であると考えています。地域ごとの相談支援については、運営方法の工夫により充実に図りたいと考えており、今後具体的に検討してまいります。
68		多くの職員（専門的に）が必要なので、欠員からのスタートだけはやめてほしい。	職員の確保、育成については計画的に準備してまいります。職員の確保等の考え方については、「第III章 児童相談所設置計画 3 組織とスタッフ（2）スタッフ～職員体制についての考え方」の項の内容を新たに記載しました。
69		児童相談所だけでなく、支援児が多くなっている保育所のこと、保育所の人員が足りていないこともどう対応されますか。	公立保育所の人員確保については、引き続き正規職員の採用などにより、確保してまいります。民間保育園の人員確保につきましても、市内民間保育施設に就労していただくことを目的として、保育士等資格をお持ちの方や学生に対し、毎年就職説明会を開催しております。また民間認可保育施設には、保育士の宿舍借上げ支援事業や人件費加算手当補助などの費用、各施設が保育士を確保するための支援（サポート）を行っています。引き続き本市民間保育施設の人員確保に結びつけられるよう取り組んでまいります。